



令和2年6月4日

報道関係各位

～市内事業者の事業継続を市独自に支援～

「福生市事業継続応援金」1事業者あたり10万円を給付します

福生市では、6月8日(月)から、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国や東京都または福生市から各種支援や融資等を受けた市内事業者に対し、事業継続を支援する目的で、1事業者あたり10万円の応援金の給付を市独自に実施します。

■福生市事業継続応援金とは

この事業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、事業活動に影響を受けている市内事業者に対し、すでに国や東京都または福生市が実施する各種支援や融資等を受けた市内に事業所・店舗等を有する中小企業者および個人事業主の事業継続を支援するため、市独自に実施するものです。

■事業概要

【支給額】1事業者あたり一律10万円（市内に複数の事業所・店舗を有する事業者への加算なし）

【対象】次の全ての要件を満たす事業者

- ①福生市内に営業実態のある事業所・店舗等を有していること
- ②令和2年4月10日以前より創業しており、申請日時点で事業を継続する意思があること
- ③次のいずれかの要件を満たすこと
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する国または東京都等が行っている各種支援を受けた事業者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降、国や東京都または福生市等の融資制度を受けた事業者

※③については、ホームページ上で対象支援策および融資制度一覧を公開しています。

【申請方法】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「福生市事業継続応援金給付申請書兼誓約書」を市ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付のうえ郵送で提出

【郵送先】〒197-8501 東京都福生市本町5 福生市生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループ宛※封筒の表に「応援金申請書類在中」と朱書き

【その他】7月31日(金)まで、市内事業者向けよろず支援相談専用ダイヤル(Tel042-513-3222)で、提出書類の確認や手続き方法等の申請サポートを受けられます。※平日(祝日を除く)午前9時～午後5時

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ Tel042-551-1699